印刷業界における下請適正取引ガイドライン
―改訂のポイント―

出典：平成26年3月5日　経済産業省 文化情報関連産業課

1. ガイドライン改訂の趣旨

「印刷業界における下請適正取引ガイドライン」は、印刷業界における下請適正取引等の推進することを目的として、(社)日本印刷産業連合会等の関係団体の参加を得て、「下請適正取引ガイドライン策定検討委員会」及び「現状調査分科会」「報告書策定分科会」を開催し、平成22年2月に、親事業者が遵守すべき事項等について取りまとめました。

昨年、平成26年4月1日及び平成27年10月1日に予定されている消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、消費税転嫁対策特別措置法が制定されました（平成25年10月1日施行）。これを踏まえ、同法に規定される特別措置のうち、印刷業界の下請取引において問題となり得る事項の追記等を行いました。

2. ガイドラインの構成

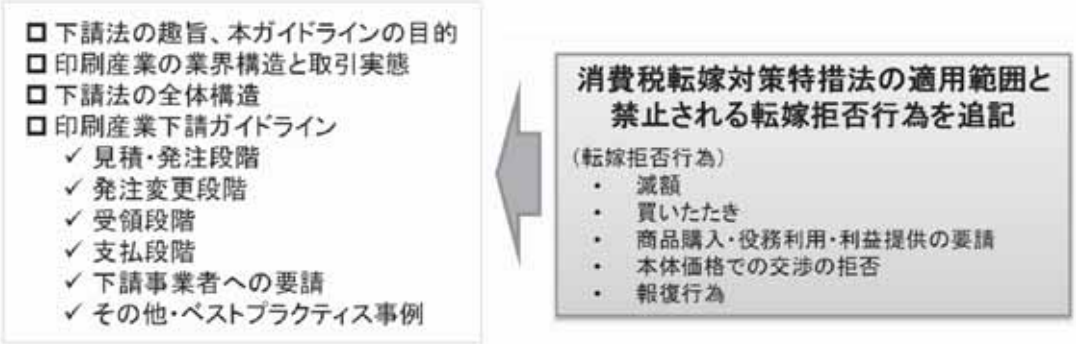

3. 消費税転嫁対策特別措置法の適用範囲

消費税転嫁対策特別措置法において、「特定事業者は、平成26年4月1日以後に特定供給事業者から受ける商品又は役務の供給に関して」消費税の転嫁拒否等の行為を行うことが禁止されています。

・大規模小売事業者（特定事業者）に継続して商品又は役務を供給する事業者は、資本金の額又は出資の総額の大小にかかわらず、全て「特定供給事業者」に該当します。

・資本金の額又は出資の総額が3億円以下の事業者や個人事業者等から、継続して商品又は役務の供給が行われる場合、供給側は「特定供給事業者」、受け手の法人事業者は「特定事業者」に該当します。

一方、下請法は、①資本金又は出資金の総額の区分と②取引の内容の二つの条件から判断される親事業者・下請事業者間の取引にのみ適用されます。

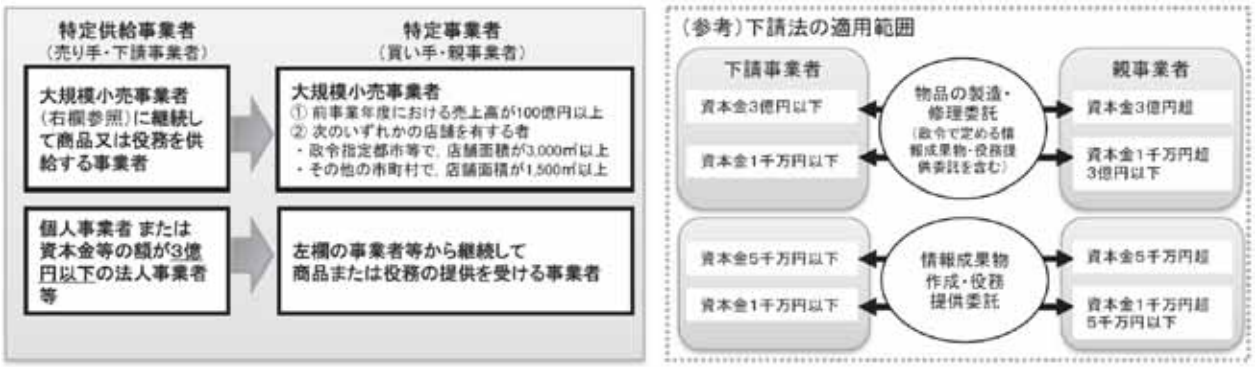

※ 消費税転嫁対策特措法と下請法のいずれにも違反する行為については、消費税転嫁対策特措法が優先的に適用されます。

●「印刷業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」は、日印産連 HP「新着情報」にも掲載されていますので、ご参照ください。